

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	鶴田ダム流入量予測システム更新
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 廣松 洋一 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2
契約締結日	令和 5年 6月 2日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社建設技術研究所 福岡県福岡市中央区大名2-4-12
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,453,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,453,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 鶴田ダム流入量予測システム更新
2. 施工場所 鹿児島県薩摩郡さつま町神子 3 9 8 8 - 2
3. 契約の相手方 住 所：福岡市中央区大名 2 - 4 - 1 2
会社名：(株)建設技術研究所 九州支社
電 話：(0 9 2) 7 1 4 - 2 2 1 1
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

本業務は、九州地方整備局鶴田ダム管理所が管理する流入量予測システムサーバー装置の不具合が発生しておりダム管理に支障となるため、緊急に流入量予測システムサーバー装置の更新を行うものである。

- 2) 業務の内容

・流入量予測システムサーバー装置更新 1 式

- 3) 随意契約に付する理由

本業務の遂行においては、当該システムの機能、仕様を熟知し、業務契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

(株)建設技術研究所は、当該システムのノウハウを有しシステムを熟知しており、本業務の遂行が可能と判断できる。

以上のことから、(株)建設技術研究所が本業務を遂行するうえで最も適した契約相手と判断されることから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
専門官